

平成25年 3月26日

平成25年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成25年第3回教育委員会定例会会議録

平成25年3月26日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

横川敏男	委員	委員長
鈴木清子	委員	委員長職務代理者
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
清水繁	委員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ推進担当部長（教育総務部副参事（国体担当）事務取扱）	赤 松 郁 夫
参事（調整担当）	佐 藤 一 義
教育総務課長	青 木 重 樹
施設担当課長	中 山 順 博
教育事務改善担当課長	室 内 正 男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	水 井 靖
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小 黒 仁 史
副参事	菅 野 哲 郎
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	木 田 早 苗
大田図書館長	山 本 成 俊

計 13 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第3回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 横川 敏 男

○委員長

ただいまから、平成25年第3回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様は傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入場)

○委員長

次に、会議録署名委員に尾形委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

資料) 毎日新聞(3月25日朝刊)

本日は、今年度最後の教育委員会定例会になる。3月31日に退職される方や、4月1日に異動される方もいるので、ここに出席している管理職による定例会は最後になる。

さて、第1回区議会定例会について報告する。第1回区議会定例会は平成25年度の予算審議を主たる目的として開会されており、3月25日の予算特別委員会で、区が提出している平成25年度一般会計予算、約2,322億円、教育予算については約208億円だが、これについて原案が可決された。明日3月27日の本会議で最終的な決定となる。

この議会において、多岐にわたる質問があった。質疑内容の詳細については、後ほど、協議会で報告する。

質疑の中のいくつかを紹介する。一つは東京駅伝について、田村議員から質問があった。横川委員長が所信表明の中で、小学生駅伝を含めて、大田区を駅伝などで全国的に有名にしたいという趣旨の発言をしたので、それに関連した質問だった。実は、玉川議員の娘さんが区立中学校に在籍しており、今回、東京駅伝の女子の部に選ばれて走った。玉川議員の娘さんが走る時、大田区は13位だったが、彼女が相当数の選手を抜いて6位になったという話を田村議員がしたところ、議場全体が拍手喝采で和やかな雰囲気になった。男子チームも12位と健闘したということで、議員を含め、皆で愛区心というか、気持ちを共有できたように感じた。

大田区の総合成績は、入賞10位までのうち7位だった。過去の最高成績は5位で、今回はそれに次ぐ成績だったので、選手はよく頑張ったと思う。

試合後、女子チーム、男子チームが集まって解団式をしたが、その時に女子チームは比較的和やかだった。これまで女子チームは最高で8位だったので、今回は7位で一步前進したという達成感があったが、一方の男子チームは最高で4位、去年は7位で、それに比べて今回は12位だったので、皆悔し涙でなかなか顔が上がらなかった。

大会に臨むにあたって、それぞれが高い目標を持ち、去年に負けない記録を出そうと頑張ったのだろう。男子チームは、いろいろなハプニングもあり、思うように走れなかったと思っているようだが、タイムは昨年より2分ほど上回っていた。努力したことは間違いないのだが、彼らとしては自分たちの頑張りが足りなかったから12位という結果になってしまい、監督、コーチ、応援してくれた人に大変申し訳ないという気持ちがあり、また、自分自身の記録も思うようにいかず、不甲斐ないと思ったのではないか。こういう気持ちで悔し涙を流したのだと思う。

駅伝というのは、多数で走るのので、少しのことで思わぬ結果を招いてしまうことがある。今回、第一走者が十分に力を出せず、41位になってしまった。41位でたすきを受けた者が、そこらいか詰めるか。今までの練習以上にスピードアップしないと先にいけないという厳しい状況の中で、オーバーペースになった可能性もある。それでも徐々にトップとの差を詰めながら12位までいったのは、立派な結果だったと思う。

子どもたちを見ると、自分の責任を果たそうという使命感や負けじ魂、チームの仲間との信頼感や連帯感、応援する者に対する感謝の気持ちなどを持っていた。また、最後まで誰もリタイアせずに、たすきをつないだ。こういう立派なところを発揮してくれて、我々応援する側も大いに感動させてもらった。

もう一つは卒業式についてである。委員の皆さまにも出席していただいたが、私も小・中学校の卒業式に出席した。3月19日は中学校の卒業式だったが、その日は午後から議会が開会され、卒業式に参加した議員からも、静粛な中にも秘めたる感動をたたえた立派な卒業式だったという話があった。私が出席した卒業式も和やかで、非常に規律のあるよい卒業式だったと思う。全体的に非常に穏やかに規律正しく実行され、関係者の皆様に心から御礼申し上げたい。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見や質問はあるか。

○尾形委員

東京駅伝は私も参加したが、前日の19日にある中学校の卒業式に行ったら、駅伝に参加する子どもたちがいた。その子たちは、自分の目標タイムを決めて、毎朝、先生と一緒に練習に練習を重ねたらしい。当日は、その話を思いながら駅伝を見たが、中学生が走っている姿を見て、努力は裏切らないということを実感した。それぞれの子どもたちが目標に向かって、必死に走る姿を見てとても感動した。この感動は、大人も含めて、周りの子どもたちにとってもよい影響を与えるのではないか。目標を決めてそれに向かってチャレンジし、そしてさらに目標を高めていくという生き方は、他の中学生にもとてもよい影響を与えるのではないかと思った。

○教育長

卒業式に関して、参考に新聞記事を配布させていただいた。「卒業式の歴史学」という本を書いている有本教授によると、記録で確認できる最古の卒業式は1876（明治9）年の陸軍戸山学校の「生徒卒業式」だという。軍楽隊の演奏の中、成績優秀者には銀時計などの品が渡された。明治初期の小学校は、入学時期もまちまちだったため半年ごとに進級試験が実施された。その試験に合格、つまり「卒業」したことを示す証書を授ける儀式が「卒業式」だった、と書かれている。

○委員長

私は北糀谷小学校の卒業式に出席したが、卒業生は女子8人、男子17人の計25人だった。予想以上に少なかったが、人数が少ない分ゆったりとしていて、卒業証書をもらう前に一人一人が壇上で夢などを話していた。これは全ての学校がやっているかどうかわからないが、非常によいと思った。

北糀谷小学校は、来年度は40人くらい児童が入学するということである。清水窪小学校よりは少し多いが、人数的には下から2番目くらいだろうか。反対に糀谷小学校は人数がとても多いので、なぜ北糀谷小学校は少ないのかを聞いたところ、産業道路や呑川があり、だんだん学区が削り取られていったようである。全学年1クラスで何とかやっているが、私も地域の方から、何とかもう少し人数が増えないかという話を耳にする。清水窪小学校は東京工業大学と連携しているが、北糀谷小学校でも、今後人数を増やすためのアイデアを検討していただければと感じた。

○教育長

北糀谷小学校は、体力向上の教育研究推進校になっていて、私も研究発表会に行ったが、子どもたちが非常に熱心に取り組んでいる。体力向上という課題達成のために、校長先生の熱意が具体的なところで展開されていて、マット運動やその他のいろいろな技能の向上に成果を出していると思う。少人数であっても、非常に有効な教育が行われていると思う。そういう取組みを通して、近隣の子どもたちが入ってくるとよいと思う。

○委員長

来年度は40人くらい入学するらしいので、人数の多い学年になると思う。そういう効果が少しずつ出てくればよいと思う。

○鈴木委員

私も小・中学校の卒業式に出席した。卒業式と入学式に関しては、相当の期間、いろいろところで経験させていただいているが、一時、学校が非常に荒れた時代があった。それが今は、とても落ちついて、それぞれの学校の雰囲気が非常によくなっていると感じる。子どもたちの態度もよく、歌う時や返事の時も声がしっかり出ている。私も感動をいただいている。

また、先ほど委員長から学区の話があったが、昔から行政の区域と学区について、様々な行事を行う際などにネックとなっていて、地域の方からもそういう話は聞いて

いる。これについては、それぞれの学校が、子どもたちを主体としたやり方で、地域の方を含めて、皆で協力していく気持ちが大切だと思う。

地域との連携ということでは、長い歴史の中で先人たちが様々なことを積み上げてきたおかげで今があるということ、保護者も含めて皆が理解できるような機会というのは、周年行事だと思う。周年行事のあり方については、今後変わる部分もあると思うが、皆が教育の歴史を受け止めながら、考えていく必要があると思う。

地域と学校と家庭との連携については、改めなければならない部分がたくさんある。特に今後は、PTAを含めて家庭と学校との連携の部分をしっかり考えていく必要があると思う。

○尾形委員

卒業式で今年特に感じたことは、事前に地震が起きた場合の対応を必ず説明していたことである。今はそういうところも気を付けているのだと、気配りに感心した。

○委員長

鈴木委員がおっしゃったように、子どもたちは声もよく出ていて、挨拶もきちんとできる。私は悪い状態の学校をよくは知らないが、話を聞くと、確かに学校は落ちついて、よい状態なのだと思う。

○教育長

ずいぶん前のことだが、ある中学校では卒業式には校門のあたりに私服警官が待機して、空にはヘリコプターが飛んでいるような時もあった。その中学校の生徒だけでなく、そこに押しかけるほかのグループなども警戒しているわけだが、かつてそういう本当に荒れていた学校もあった。

この間、各学校が教育振興プランに基づく学力向上や体力向上、あるいは人間力向上、不登校対策などに取り組み、地域の方たちの学校をバックアップする姿勢も強化されてきて、学校が地域と連携しながらやってきた結果、落ち着きが出てきたのだと思う。

○委員長

私は3年前に教育委員になって、初めて中学校の卒業式に出たが、国歌もきちんと歌うし、あまりにも整然としていて逆に驚いた。今回は特に、やわらかい中にも厳かな感じがした。

ほかに意見、質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の説明を求める。

○教育センター所長

資料1) 平成25年度区費スクールカウンセラーの配置について

資料2) スクールカウンセラーの活動及び活用ガイドライン

平成25年度スクールカウンセラーの配置について説明する。

平成25年度から、東京都教育委員会が全小・中学校にスクールカウンセラーの配置を決定した。既に当区にもスクールカウンセラーの名簿が届き、学校に通知した。これは、文部科学省の補助金事業で、費用の1/3を文部科学省、2/3を都道府県が負担するもので、スクールカウンセラーの配置が全国的に進められている。

まず、平成24年度の現状から説明する。都費スクールカウンセラーは、中学校は全校に配置しており、小学校は課題校があれば申請し、東京都の予算の範囲内で認められるというものである。これは、大規模校や不登校などの課題がある学校が対象で、大田区は9校申請し、9校とも認められた。したがって、都費スクールカウンセラーは中学校28校と、小学校9校に配置されている。

区費スクールカウンセラーは、中学校3校と小学校56校、館山さざなみ学校、適応指導教室つばさ、相談学級に配置している。小学校は59校あるが、課題の多い中学校に2人配置するため、3人は中学校に配置し、小学校は56校の配置となった。

平成25年度は、主に小学校に配置していた区費スクールカウンセラーを中学校28校に移し、中学校は全校2人体制とした。それ以外の区費スクールカウンセラーについては、小学校の重点校に配置した。配置基準は、児童数の多い小学校から順に配置することとし、配布資料のとおり、開桜小学校まで区費スクールカウンセラーを配置し、大森第一小学校以下は都費のスクールカウンセラーのみとなる。

平成25年度は、東京都のスクールカウンセラーが全校に配置されたことで、手厚い配置となっている。今後、2人体制について検証し、より効果があるということであれば、平成26年度は、小学校に区費でどこまで配置するかということになる。配置基準等は今後の課題である。

次に、「スクールカウンセラーの活動及び活用ガイドライン」について説明する。昨年度、教育長から、スクールカウンセラーの役割は何なのか、また、活用はどうなっているのかということ、課題として指示があり、この1年間のスクールカウンセラーの活動状況を整理して作成したものが、このガイドラインである。

まず1点目だが、スクールカウンセラーは、臨床心理の資格は持っているが、学校で活動をしてきた人ばかりではない。主に医療機関や福祉機関、会社等のカウンセリングで、

大人を対象としてきて、子どもは初めてという人もいる。大学で臨床心理は習っていても、スクールカウンセラーという項目はなく、スクールカウンセラーとは何かという定義付けが必ずしも明確でなかった。そこで、より効果を挙げるために、スクールカウンセラーの職務、活動についてある程度統一化をして、きちんとスクールカウンセラーに示していく。

具体的には、学校の場合は教員と連携し、いじめや不適應の予防や早期発見を重視する必要がある。カウンセラーが教員の見えない部分を見て、教員に助言をしていくことも必要である。

不適應になっている児童・生徒については、学校内でのカウンセリングにも限界があるので、そういう場合は教育センターと連携し、教育センターの臨床心理士がカウンセリングを行う。

2点目だが、現状は、校長を含め、学校自体がスクールカウンセラーに何を求めるのかという方針を必ずしも持っていない。スクールカウンセラーにお任せという学校もある。やはり学校内部で、スクールカウンセラーと教員、管理職との連携は必要だと思う。学校が方針を持って取り組み、スクールカウンセラーから活動の報告をもらい、その報告に対する分析をして欲しい。その上で学校経営、学級経営をしてほしいということから、校長への報告やケースの記録、その閲覧方法について、明確に示してある。

スクールカウンセラーには、当然、守秘義務があるが、一般の医療クリニック的な守秘義務ではなく、学校の一職員として、校長の支配下での守秘義務だと思う。学校に内容を伝えずに、カウンセリングをしていけば問題が解決できるかということ、そうではない。やはり、原因を除去する必要があるわけだから、内容について校長にきちんと報告する必要がある。その上で学校経営をしていただきたいという視点で、学校内でのスクールカウンセラーの活用体制についても、このガイドラインで明確にした

4月に都費スクールカウンセラーも含めて全員に研修をするので、このガイドラインについて周知徹底していきたい。また、校長会や副校長会等で、スクールカウンセラーの十分な活用についてお願いしていきたいと思う。

○尾形委員

「スクールカウンセラーの活動及び活用ガイドライン」を作成したことは、とてもよいことだと思う。やはり、スクールカウンセラーを活用し、よい制度にしていくことは大事だと思う。ガイドラインの作成は第一歩で、これからは実施に向けて、校長や副校長、養護教諭等に繰り返し働きかけて、より子どもたちのためになる制度にしていただければありがたいと思う。

○社会教育課長

資料) 第62回大田区子どもガーデンパーティーの実施について

第62回大田区子どもガーデンパーティーについて説明する。開催目的は、地域の身近な環境の中で、子どもたちが友達や地域の人々とふれあう機会を作るとともに、地域のコミュニティづくりのきっかけとすることである。開催日時は、平成25年4月21日(日)、午前10時から午後3時までである。主催は大田区青少年対策地区委員会会長会と各会場の実

行委員会である。会場は、今年度も表のとおり10会場で実施する。協力団体として、大田区小学校PTA連絡協議会、大田区中学校PTA連合協議会、大田区青少年委員会、大田区スポーツ推進委員協議会等、多くの皆様にご協力をいただいで実施する。

2月に第1回の全体会があり、各会場の実行委員長、大会長、実行委員等が集まり、進捗状況を伺った。各地域がそれぞれの特色を生かした、お子さんが一日楽しめるようなイベントの準備を、着々と進めているところである。

○大田図書館長

資料) 平成25年度郷土博物館の臨時休館について

平成25年度郷土博物館の臨時休館について報告する。通常、郷土博物館は月曜日及び年末年始を休館と規定しているが、本日は2点の臨時休館について報告する。

1点目は、特別展「一生誕130年—川瀬巴水」開催に伴う臨時休館である。会期は平成25年10月27日（日）から平成26年3月2日（日）までで、3期に分けて実施する。内容については、パンフレット等ができた段階でお知らせする。開催に伴う休館は、全体の開催期間前の10月21日（月）から26日（土）までの6日間、展示替えの際の12月2日（月）から6日（金）までの5日間、3期目の展示替えの1月20日（月）から24日（金）までの5日間、展示撤去の際の3月3日（月）から7日（金）までの5日間である。なお、特別展開催前に蒲田でプレ展示を行い、郷土博物館または馬込地区へのお客様の誘導、PR等を行う予定である。プレ展示については、現在調整中のため、別途報告をさせていただく。

2点目は、館内の収蔵庫燻蒸に伴う臨時休館である。6月24日（月）から27日（木）までの4日間で実施する。目的は、館内所蔵物の殺虫、カビの防止で、密閉燻蒸を実施する。

○委員長

ただいまの3つの報告に、意見や質問はあるか。

○鈴木委員

スクールカウンセラーの件だが、こういう形できちんと方針を示したことは、非常によいことで、今後に期待する。スクールカウンセラーは、確かに守秘義務を負っているが、全て記憶に留めるだけということなら、全く発展が見られないので、報告が挙がってきたものを活用して、改善を図ることが大事だと思う。

また、子どもガーデンパーティーについては、今回で62回目となり、非常に長い間地域に定着しているすばらしい行事である。大田区中の子どもたちを対象としているだけでなく、地域の方を含めて、コミュニティをつくるという意味においてもすばらしいパーティーだと思う。このガーデンパーティーとOTAふれあいフェスタは、どこの区にも引けを取らない立派な事業だと思う。10会場それぞれが自立した運営をしており、子どもたちだけでなく、地域の教育という意味も含まれた事業だと思う。

○教育長

スクールカウンセラーのガイドラインを示したことは、私もよかったと思うが、今日、

午前中のこども文教委員会で、4番目の「集団守秘義務の適用」という文言はわかりにくいということで、若干議論があった。スクールカウンセラーには守秘義務があるが、校長や教員も含めて公務員にもまた守秘義務があるわけで、それとどのように調和するのかという問題がある。もちろん、相談者との信頼関係を損なってはいけないので、相談内容を本人の了解を得ずに話すことはいけないと思うが、いじめや緊急を要する相談を受けた場合に、その情報をスクールカウンセラーが個人で抱え込んでしまい、その結果適切な対応が遅れて、思わぬ事件に発展することのないよう、校長や担当の教諭などと共通の認識を持って行動しないとイケない。その辺りの了解は必要だと思うが、「集団守秘義務」という言葉が少しわかりにくいと思うのだが、芳賀委員、いかがか。

○芳賀委員

あまり熟していない言葉ではある。

「集団守秘義務」という言葉を使うかどうかよりも、どういう場合は相談内容を言ってもよくて、どういう場合は言っただけではいけないのかということをもっと具体的に示したほうが、指針としては役立つと思う。言葉だけ決めても、それで何か解決するものではないと感じる。

○教育長

もう少し具体的な事例などを示した上で、「集団守秘義務の適用」という言葉は、取ってはどうか。

○教育センター所長

教育長のおっしゃるとおりだと思う。私が「集団守秘義務」という言葉を使ったのは、NHK教育テレビでスクールカウンセラーについてシリーズで放送していた時に、大学の先生が使っていたからである。必ずしもスクールカウンセラーの本に出てくる言葉ではない。

その番組には、大学の先生と文部科学省の職員が出演してやりとりをしていたが、その中で大学の先生が、スクールカウンセラーの配置は大分進んできたが、今までのやり方だと限界にきていると話していた。何が原因かというところ、守秘義務で、つまり大学では、カウンセリングした内容を話してはいけないと教えている。というのは、もともと臨床心理士を学校に配置するという想定はなかった。それを文部科学省が、今ある職の中でスクールカウンセラーに活用するとしたら臨床心理士だということで、スクールカウンセラーに臨床心理士をあてた。アメリカなどではスクールカウンセラーという職があり、現に大田区で雇用しているスクールカウンセラーの中にもその資格を持っている人もいる。それは、教員の資格を持っていて、大学でスクールカウンセラーの授業を受けるようである。そのような経緯があり、この言葉を使用した。

○教育長

一定の関係者の間で情報を共有し、連帯して守秘義務を負うが、連帯した当事者以外には守秘義務を解除しないという意味で使っているのだろう。

○横川委員

スクールカウンセラーの教育の中で、守秘義務ということが言われているのだろうが、医師の立場から言えば、病院で患者さんの秘密や病気に関する相談を受けたり、あるいはいろいろな検査データがわかったりした時に、一人で考えないで、やはり集団でカンファレンスしたり、看護師などに相談する。学校を病院と仮定すると、医師（カウンセラー）が患者さん（子ども）から相談を受けた場合、当然、院長や自分の上司（校長等）に相談して、最善のことはするだろう。ことさら「集団守秘義務の適用」という言葉を使わなくても、当然のことではないかと思う。

カウンセラーの教育の中で、自分一人で個人情報を守秘しないといけないということを、どの程度教えられているのだろうか。子どもにとって最善の方法を決めるためにカウンセラーがいるわけだから、情報を共有するのはある意味では当たり前で、一人で抱え込むことがかえって悪い結果につながる可能性もあるわけだから、その辺りをカウンセラーがどの程度考えているかだと思う。

○教育センター所長

教育センターでは、センターに配置している臨床心理士の研修を行っているが、その時に講師として招いた大学の先生も、子どもの不応は学校や家庭で起きていることが要因で、誰かが子どもを保護することが必要なので、子どもを守る立場にある学校は、やはり連携して取り組むことが必要だということを話していた。教授にもよるが、今は臨床心理の大学でも、そういう視点で教えるようになりつつあるようだ。

○教育長

今までは、スクールカウンセラーが守秘義務を理由に、校長等に情報を提供してこなかった。そうすると何のためにスクールカウンセラーが存在するのかよくわからなくなり、教育センター所長が、これはいけないという問題意識を持って取り組み、その結果このガイドラインができた。現実の課題を克服するという意味でこのガイドラインができたので、ある意味当たり前のことなのだが、ここに至るまで、かなり紆余曲折しながら、周りのコンセンサスを得てできたものである。

○尾形委員

小学校高学年から中学校にかけて、子どもたちが悩みを他人に相談することはそう多くはない気がする。相談しないで一人で悶々としていることが多いのではないか。やはり子どもたちの見えない姿を知り、聞こえない声を聴くためには、スクールカウンセラーも管理職も担任の先生も、情報を共有して適切な対応をしていくことが非常に大事だし、そうでなければ、子どもたちの悩みを解決するような制度にならないと思う。

○横川委員

子どもの性格にもよると思うが、担任の先生が相談しやすいのだろうか、それとも第三者的なカウンセラーの方が相談しやすいのだろうか。

○教育センター所長

担任の先生が相談しやすいという子もいるし、スクールカウンセラー、校長先生、ほかの先生という子もいるので、いろいろな立場の人がお互いに情報を共有し、示唆し合って子どもに対応していくのが一番よいのではないかと思う。

○委員長

「集団守秘義務」を負うという形で、情報を共有していけばよいと思う。
ほかに何かあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第7号から第9号議案、第11号から第19号議案及び第22号議案について、一括して事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第7号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則、第8号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、第9号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則、第11号議案 大田区教育財産管理規則の一部を改正する規則、第12号議案 大田区立教育センター処務規則の一部を改正する規則、第13号議案 大田区立幼児教育センター処務規則の一部を改正する規則、第14号議案 大田区立図書館処務規則の一部を改正する規則、第15号議案 大田区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則、第16号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令、第17号議案 大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令、第18号議案 大田区立学校総括安全衛生管理者等設置規程の一部を改正する訓令、第19号議案 大田区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する訓令、第22号議案 大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令について説明する。

改正理由は、すべて区長部局の組織改正、また教育委員会の組織改正に伴う規則の改正である。

組織改正に伴い、例えば、経営管理部長が総務部長に変わるなど、組織を代表する長の名称が変わったりするので、そういうものを一つ一つ改めたものである。詳細は配布資料のとおりである。

○委員長

それでは、少し時間をとるので、手元の資料に目を通していただきたい。

○委員長

第7号から第9号議案、第11号から第19号議案及び第22号議案について、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第7号から第9号議案、第11号から第19号議案及び第22号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第7号から第9号議案、第11号から第19号議案及び第22号議案について、原案どおり決定する。

第10号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第10号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

本議案は、職員の給与改定に伴い、非常勤職員の報酬単価を改正するものである。また、指導課の教職員を対象とする産業医を新設することになり、それに伴い、現状の学校職員を対象とする産業医との区別をするための改正を行う。非常勤職員の報酬単価については、職員同様、若干の減額となっている。

○委員長

第10号議案について意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第10号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第10号議案について、原案どおり決定する。

第20号議案及び第21号議案について、一括して事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第20号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令、第21号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令について説明する。

第20号議案については、校務支援システムの運用に伴い、文言を整理したものである。また、決定方式等についても改正する。

第21号議案についても、校務支援システムの運用に伴う文言の整理と様式の改正である。用語の定義や文書の取扱い等について、改正を行うものである。

○委員長

第20号議案及び第21号議案について、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第20号議案及び第21号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第20号議案及び第21号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成25年第3回教育委員会定例会を閉会する。

(午後3時02分閉会)